

## 令和7年度 銃砲刀剣類登録審査会の御案内

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課

## ＜開催日時・会場＞

時間：午前9時30分～正午、午後1時10分～午後4時

	登録審査日	銃砲審査	審査会場	
東部	令和7年 5月27日 (火)	○	静岡県東部総合庁舎	別館4階
	令和7年 11月25日 (火)		沼津市高島本町1-3	第3会議室
中部	令和7年 6月20日 (金)	○	静岡県静岡総合庁舎	本館7階
	令和7年 10月14日 (火)	○	静岡市駿河区有明町2-20	第8会議室
	令和8年 2月10日 (火)	○		
西部	令和7年 7月29日 (火)		静岡県浜松総合庁舎	9階
	令和8年 1月20日 (火)	○	浜松市中央区中央1丁目12-1	901会議室

※ 銃砲が登録できるのは、上の表の銃砲審査欄に○印がある審査会のみです。

- ◎ 登録証がない状態での銃砲刀剣類の所持は不法所持（銃砲刀剣類所持等取締法違反）となりますので、警察署に銃砲刀剣類発見届を提出後、速やかに上記いずれかの会場で登録審査を受ける必要があります。

## ＜審査会は事前申し込みが必要です！＞

- 1 審査は事前申込制です。希望する審査日の2週間前までに下記連絡先にお電話ください。  
申込がなく、審査当日に現物を持ち込まれた場合は、原則、審査できません。
- 2 お申込み時に、希望日時に加え登録希望物件の種類、数量、登録希望者（警察への発見届出者）本人のお名前（代理人が参加される場合は代理人のお名前）、住所、日中連絡可能な電話番号をお伺いします。

## ＜審査に関する留意点＞

- 1 申込時間の5分前を目安に御来場ください。当日の進捗状況により、時間が前後する場合があります。
- 2 審査会場に持参していただくものは、以下のとおりです。
  - (1) 登録を希望する銃砲刀剣類
  - (2) 身分を証明するもの（運転免許証等）
  - (3) 登録審査手数料（新規登録 1件につき6,300円。審査中に静岡県収入証紙売店での購入を案内します。釣銭のないように現金を御用意ください。）
  - (4) 警察署より交付された銃砲刀剣類発見届出済証
  - (5) 登録申請書（当日会場にも用意します。）
- 3 審査会は、原則として警察への発見届出者本人の来場が必要です。ただし、特別な事情のある場合は代理人を立てることができます。代理人は、申請者の委任状及び委任された本人であることを証明できる身分証明書（運転免許証等）を持参してください。
- 4 審査の結果、定められた基準を満たしていないと判断された場合は登録できません。

## ＜その他注意点＞

- ※ 銃砲刀剣類の持ち運びには十分御注意ください。
- ※ 各会場とも駐車場には限りがありますので御注意ください。
- ※ 社会情勢の変化に応じて審査会の中止又は延期が決定された場合、申込時にお伺いした電話番号に御連絡いたしますので御承知おきください。

## ＜連絡先＞

静岡県スポーツ・文化観光部  
文化財課 銃砲刀剣類担当  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3169

（受付時間：月曜日から金曜日（休日除く）の午前9時から午後5時まで  
※午後0時～1時を除く）